

身体的拘束最小化のための指針

1．身体的拘束最小化に対する基本的な考え方

身体的拘束は患者の生活の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものです。当院では、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解し、「身体拘束をしないケア」の実施に努めます。

2．緊急・やむを得ず身体的拘束等を行う場合の対応

身体的拘束は行わないことを原則としています。

しかし、患者の状態が下記の から をすべて満たしている場合、治療を安全に行うために、最小限の範囲で身体拘束を行います。ただし、拘束実施中も早期解除に向けて検討し、不必要と判断した時は速やかに解除いたします。

- 患者様の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 身体拘束などの行動制限を行う以外、代替する方法がないこと
- 身体拘束やその他の行動制限が一時的なものであること

3．身体的拘束を原則行わないための取り組み

- ・患者主体の行動、尊厳ある生活に努めます。
- ・言葉や対応などで、患者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ・患者の思いをくみ取り、患者の意向に沿った医療を提供し、多職種協同で個々に応じた丁寧な対応を行います。
- ・患者の安全を確保する観点から、患者の身体的・精神的安楽を妨げるような行動は行いません。
- ・「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら患者に主体的な入院生活を適時していただけるように努めます。

4．身体的拘束最小化のための体制

身体的拘束最小化推進のため医師及び看護師等からなる身体的拘束最小化チーム及び委員会を設置し、以下の業務を実施します。

- ・身体的拘束の最小化に向けた取り組みを検討。
- ・身体的拘束を行われている場合、チームによる巡回を定期的に行い、病棟職員と共に解除に向けた具体的な検討。
- ・職員の教育は、入院患者のかかわる全職員対象に年2回研修を実施。

